

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第3号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>約束手形又は為替手形</p> </div> <p>(銀行等の意義)</p> <p>14 法別表第一第3号の課税標準及び税率の欄2ニ及び令第23条に規定する「銀行等」は、次に掲げるものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>日本銀行、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行</u></p> <p>第17号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</p> <p>2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</p> </div> <p>(利益金又は剰余金の分配をすることができる法人)</p> <p>21 「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているもの」には、おおむね次に掲げる法人がこれに該当する。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">削除</p>	<p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第3号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>約束手形又は為替手形</p> </div> <p>(銀行等の意義)</p> <p>14 法別表第一第3号の課税標準及び税率の欄2ニ及び令第23条に規定する「銀行等」は、次に掲げるものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) <u>農林中央金庫、商工組合中央金庫、日本銀行、国際協力銀行及び日本政策投資銀行</u></p> <p>第17号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</p> <p>2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</p> </div> <p>(利益金又は剰余金の分配をすることができる法人)</p> <p>21 「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているもの」には、おおむね次に掲げる法人がこれに該当する。</p> <p>(1)～(11) 同左</p> <p>(12) <u>商工組合中央金庫</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(12) 信用金庫、信用金庫連合会</p> <p>(13) 労働金庫、労働金庫連合会</p> <p>(14) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会</p> <p>(15) 船主相互保険組合</p> <p>(16) 輸出水産業協同組合</p> <p>(17) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会</p> <p>(18) 漁業生産組合</p> <p>(19) 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会</p> <p>(20) 共済水産業協同組合連合会</p> <p>(21) 森林組合、森林組合連合会</p> <p>(22) 蚕糸組合</p> <p>(23) 農業協同組合、農業協同組合連合会</p> <p>(24) 農事組合法人</p> <p>(25) 貿易連合</p> <p>(26) 相互会社</p> <p>(27) 輸出組合（出資のあるものに限る。以下同じ。）、輸入組合</p> <p>(28) 商工組合、商工組合連合会</p> <p>(29) 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会</p> <p>(注) ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要がある。</p>	<p>(13) 信用金庫、信用金庫連合会</p> <p>(14) 労働金庫、労働金庫連合会</p> <p>(15) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会</p> <p>(16) 船主相互保険組合</p> <p>(17) 輸出水産業協同組合</p> <p>(18) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会</p> <p>(19) 漁業生産組合</p> <p>(20) 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会</p> <p>(21) 共済水産業協同組合連合会</p> <p>(22) 森林組合、森林組合連合会</p> <p>(23) 蚕糸組合</p> <p>(24) 農業協同組合、農業協同組合連合会</p> <p>(25) 農事組合法人</p> <p>(26) 貿易連合</p> <p>(27) 相互会社</p> <p>(28) 輸出組合（出資のあるものに限る。以下同じ。）、輸入組合</p> <p>(29) 商工組合、商工組合連合会</p> <p>(30) 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会</p> <p>(注) ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要がある。</p>